

請 求 人 様

大阪府監査委員	大 西 寛 文
同	西 野 修 平
同	山 本 浩 二
同	岸 本 佳 浩
同	森 田 秀 朗

住民監査請求について（通知）

平成28年2月1日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

大阪府職員措置請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

1 請求対象職員

大阪府安威川ダム建設事務所長その他の職員

2 請求対象行為及び怠る事実

請求対象職員は、安威川ダム建設事業のため茨木市大字生保91番の土地（田、公簿面積462㎡。以下「本件土地」という。）のA氏を除く共有者（以下「補償先」という。）から持分に係る用地買収（以下「本件用地買収」という。）を行うに当たり、本件土地の一部として安威川の土地の一部を取り込み、本件土地の実測面積868.62㎡が公簿面積462㎡の1.88倍もあるように図面を作成して、不当に多くの補償費用を支出したという不法行為を行い、また、府に損害を与え補償先へ不当利得を与えているところ、府は、この不法行為による損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使を怠っている（以下「本件怠る事実」という。）。

3 行為及び怠る事実の違法性・不当性

本件土地と同じく買収対象である茨木市大字生保7番、22番、53番、67番1、67番2の各土地について、公簿面積と府が測量した買収面積を比較すると、実測面積は、公簿面積の0.69倍から1.09倍までとなっており、公簿面積より特に多いことは考えられない。

しかるに、本件土地については、実際の田は462㎡であるのに、安威川の土地をその一部として取り込み、868.62㎡（公簿面積の1.88倍と88%も多い面積）の

測量図面が作成されている。

安威川ダム建設事務所からの説明によると、本件土地の取得価格は「45,700円/m²」とのことであり、45,700円/m²×868.62m²=39,695,934円の補償がされるが、面積の膨らませによる88%分は不法かつ不必要な補償である。

4 行為及び怠る事実の結果により大阪府に生じている損害

本件土地について、45,700円/m²×462m²=21,113,400円の補償で十分であり、39,695,934円との差額18,582,534円が不当に高いものとなる。そのうち、共有者の持分153分の148について、17,975,261円が不法不当に支払われて、府に損害を与えていることになる。

5 請求する措置

本件用地買収に関し、本件土地の膨らませに当たった測量担当者らの不法行為によって、府は損害を受け、本件土地の持分を売却した共有者は不当利得を得たことになるので、その損害を補填させ、不法行為の結果生じた府の損失の回収を怠っていることについて適切な措置を求める。

6 請求期間に関する正当な理由

本件用地買収に関し、「測量図面を不当に大きくし、ましてやその補償をしていることはこれまで秘密にされていた。よって本請求は、監査期間制限のない不法行為による損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権の怠りたる事実の違法確認及び返還請求である。仮に、本件を公金支出時からの支出として買収補償した時点からの監査請求期限を考えると1年を経過していても本請求には正当事由がある。」

第2 地方自治法第242条第2項の要件に係る判断

1 監査請求期間に関する関係法令の定め

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第2項は「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定め、請求することができる期間に制限を設けている。

2 本件怠る事実と監査請求期間の有無について

請求人は、「本請求は、監査期間制限のない不法行為による損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権の怠りたる事実の違法確認及び返還請求である。」と主張するので、まず、この点について検討する。

怠る事実を対象とする監査請求については、その性質上、怠る事実が存する限り法第242条第2項に基づく請求期間の制限を受けないのが原則である。

もっとも、最高裁判所第二小法廷昭和62年2月20日判決は、「普通地方公共団体において違法に財産の管理を怠る事実があるとして法242条1項の規定による住民監査請求があった場合に、右監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、

無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。けだし、法242条2項の規定により、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後にされた監査請求は不適法とされ、当該行為の違法是正等の措置を請求することができないものとしているにもかかわらず、監査請求の対象を当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使という怠る事実として構成することにより同項の定める監査請求期間の制限を受けずに当該行為の違法是正等の措置を請求し得るものとするれば、法が同項の規定により監査請求に期間制限を設けた趣旨が没却されるものといわざるを得ないからである。」と判示している。

これを本件怠る事実について検討すると、以下のとおりである。

本件用地買収に係る公金の支出を調査したところ、平成21年5月1日売買（持分17分の15）にあつては同月29日、同年7月29日売買（持分17分の1）にあつては同年8月21日、平成26年1月24日売買（持分102分の4）にあつては同年2月26日、それぞれ大阪府から各補償先に対して用地買収に係る代金の支払が行われた事実が認められる。

したがって、本件怠る事実は、特定の財務会計上の行為である安威川ダム建設事務所における本件用地買収に係る公金の支出行為が存在したことを前提として、その行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実として構成するものであるから、本件請求については、本件怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該公金支出のあった日又は終わった日を基準として法第242条第2項の監査請求期間を適用すべきことになる。

よって、本件土地のA氏を除く共有者の持分51分の50の用地買収に係る公金の支出については、遅くとも平成26年2月26日までに終わったものであるから、本件監査請求の期間は遅くとも平成27年2月26日までと解されるところ、平成28年2月1日に行われた本件請求は、法第242条第2項に定める請求期間を経過したことは明らかである。

3 「正当な理由」の有無について

請求人は、「測量図面を不当に大きくし、ましてやその補償をしていることはこれまで秘密にされていた。」と主張するので、本件請求が法第242条第2項に定める請求期間を経過したことにつき「正当な理由」の有無について、次に検討する。

請求期間に関する正当な理由について、最高裁判所第一小法廷平成14年9月12日判決は、「法242条2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損な

い好ましくないとして、監査請求の期間を定めている。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから、同項ただし書は、『正当な理由』があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしているのである。したがって、上記のように当該行為が秘密裡にされた場合には、同項ただし書にいう『正当な理由』の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。したがって、そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」と判示している。

これを本件請求について検討すると、以下のとおりである。

本件土地については、起業者の名称を大阪府、事業の種類を一級河川淀川水系安威川ダム建設工事並びにこれに伴う附帯工事及び附帯工事に伴う市道付替工事、公簿面積を462㎡、実測面積を868.62㎡、収用面積を868.62㎡、土地所有者をA氏（持分51分の1）及び国土交通省（持分51分の50）とする裁決手続の開始の決定が、平成26年大阪府収用委員会告示第58号（土地収用法に基づく裁決手続の開始の決定）をもって、平成26年12月2日付け大阪府公報により公表されていた事実を認めることができる。

したがって、本件用地買収については、平成26年12月2日に大阪府の住民が相当の注意力をもって調査すれば、収用の裁決手続が開始される前に当該行為が存在したこと及びその内容を知ることができ、住民に隠れて秘密裡にされたと認めるには足りない。

よって、本件請求については、法第242条第2項において定める請求することができる期間を経過したことにつき、正当な理由があるとはいえない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第2項の要件を満たさない請求であるから却下する。